

平成十三年七月十七日

条例第五十七号

| | | | | |
|----|-------|-----------------|-------|------------------|
| 改正 | 平成一五年 | 三月一八日条例第一二 号 | 平成一五年 | 四月三〇日条例第六五 号 |
| | 平成一六年 | 二月 六日条例第一号 | 平成一六年 | 一二月二一日条例第六七 号 |
| | 平成二一年 | 三月三一日条例第九号 | 平成二一年 | 七月一四日条例第四三 号 |
| | 平成二三年 | 三月一八日条例第一五 号 | 平成二三年 | 一二月二七日条例第六二 号 |
| | 平成二四年 | 五月二五日条例第三八 号 | 平成二六年 | 三月二七日条例第二号 |
| | 平成二七年 | 三月一七日条例第一一 号 | 平成三〇年 | 三月三〇日条例第一一 号 |
| | 令和 三年 | 五月二五日条例第三二 号 | 令和 四年 | 三月二九日条例第一一 号 |

注 令和四年三月二九日条例第一一号による改正は、令和五年四月一日から施行につ
き、現行条文と並列して登載した。

埼玉県生活環境保全条例をここに公布する。

埼玉県生活環境保全条例

埼玉県公害防止条例（昭和五十三年埼玉県条例第四十八号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 生活環境の保全に関する基本的施策（第五条—第九条）

第三章 生活排水対策の推進等

第一節 生活排水対策の推進（第十条—第十七条）

第二節 廃棄物の発生の抑制、循環的利用等（第十八条—第二十一条）

第四章 フルオロカーボンの排出の抑制（第二十二条—第二十九条）

第五章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第一節 自動車排出粒子状物質等の排出の抑制（第三十条—第三十九条）

第二節 アイドリング・ストップの推進（第四十条—第四十二条）

第三節 燃料に関する規制（第四十三条・第四十四条）

第四節 低公害車等の使用の促進等（第四十五条—第四十八条）

第六章 公害等に関する規制等

第一節 ばい煙等に関する規制（第四十九条—第七十条）

第二節 特定化学物質の適正な管理（第七十一条—第七十五条）

第三節 土壌環境及び地下水質の保全（第七十六条—第八十四条）

第四節 地盤の沈下の防止（第八十五条—第一百五条）

第五節 緊急時等の措置（第一百六条—第一百条）

第七章 生活環境の保全に関する責任者の設置

第一節 環境負荷低減主任者（第一百一十一条・第一百十二条）

第二節 公害防止監督者等（第一百三十三条—第一百八条）

第八章 雑則（第一百九条—第一百二十三条）

第九章 罰則（第二百二十四条—第百三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、生活環境の保全に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害の発生源についての規制を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 生活環境の保全 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）を保全することをいう。
- 二 環境への負荷 [埼玉県環境基本条例（平成六年埼玉県条例第六十号）第二条第一項](#)に規定する環境への負荷をいう。
- 三 公害 [埼玉県環境基本条例第二条第二項](#)に規定する公害をいう。

（県等の責務）

第三条 県、事業者及び県民は、自らの活動における環境への負荷を認識し、[埼玉県環境基本条例第三条](#)に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

- 2 県は、自ら事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減及び公害の防止に資する行動を率先してとるよう努めるとともに、生活環境の保全に関する施策を策定し、事業者、県民及び市町村その他関係機関と連携してこれを実施しなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動における環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、従業員の訓練体制その他管理体制の整備に努め、並びに当該環境への負荷及び公害の発生の状況を常に監視しなければならない。
- 4 事業者は、環境に係る法令又はこの条例の規定に違反しない場合においても、環境への負荷の低減及び公害の防止について最大限の努力をしなければならない。
- 5 県民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害を発生させることのないように努めなければならない。

（県民の調査請求）

第四条 公害に係る被害を受けている者又は受けるおそれのある者は、規則で定めるところにより、当該公害の状況及びその原因について、知事に調査を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による調査の請求があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果等を当該請求をした者に通知するものとする。

第二章 生活環境の保全に関する基本的施策

（環境への負荷の低減に関する指針等の策定等）

第五条 知事は、事業者及び県民がそれぞれの立場に応じて環境への負荷の低減を図るために必要な措置又は行動に関する指針等を定め、その普及及び啓発を行うものとする。

（環境への負荷の低減に関する教育及び学習の促進）

第六条 知事は、県民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体の環境への負荷の低減に関する教育及び学習への主体的な取組を促進するため、当該教育及び学習に関する指針を定めるとともに、指導者の育成、相談機能の充実、情報の提供等を行うものとする。

(規制の措置)

第七条 知事は、この条例の定めるところにより、大気汚染、水質汚濁、土壌又は地下水の汚染の原因となる物質の排出、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等が遵守すべき基準を定めること等により、生活環境の保全のために必要な規制の措置を講じなければならない。

(公害の監視及び公表)

第八条 知事は、公害の状況について常に監視するとともに、その結果明らかになった公害の状況を公表しなければならない。

(小規模の事業者に対する支援)

第九条 知事は、小規模の事業者が環境への負荷を低減し、及び公害を防止するために行う施設の整備等について、必要な財政的及び技術的な支援を行うよう努めるものとする。

第三章 生活排水対策の推進等

全部改正〔平成二十一年条例九号〕

第一節 生活排水対策の推進

全部改正〔平成二十一年条例九号〕

第十条から第十三条まで 削除

〔平成二十一年条例九号〕

(生活排水対策に関する指針の策定等)

第十四条 知事は、生活排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第九項に規定する生活排水をいう。以下この節において同じ。）の排出による公共用水域（同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下この節及び第六章において同じ。）の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下この節において「生活排水対策」という。）を推進するため、県民及び事業者が取り組むべき措置に関する指針を定めるものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、前項の指針に定める措置その他の生活排水対策に係る啓発及び情報の提供を行うものとする。

一部改正〔平成二十三年条例一五号〕

(生活排水を排出する者の措置)

第十五条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、前条第一項の指針に基づき、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう努めるとともに、県又は市町村が実施する生活排水対策に協力しなければならない。

(生活排水の処理施設の整備の促進等)

第十六条 知事は、市町村と連携して、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画を定め、その整備の促進に努めるものとする。

2 生活排水を排出する者は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置をとるべきこととされている場合を除き、浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。）その他の公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備又は施設の設置に努めなければならない。

(市町村への支援)

第十七条 県は、前条第二項の設備又は施設の設置又は維持管理について援助その他の生活排水対策を実施する市町村に対し、必要な財政的な支援を行うよう努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、県は、生活排水対策を実施する市町村に対し、技術的な助言その他の措置を行うものとする。

第二節 廃棄物の発生の抑制、循環的利用等

一部改正〔平成二一年条例九号〕

(計画の策定等)

第十八条 知事は、廃棄物の発生の抑制、廃棄物の再使用、再生利用等の循環的な利用（次条において「循環的利用」という。）その他その適正な処理に関する基本的な計画を定め、事業者、県民及び市町村と連携してその推進に努めるものとする。

(事業者及び県民の取組)

第十九条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、前条の計画に基づき、廃棄物の発生の抑制、循環的利用その他その適正な処理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県民は、日常生活その他の活動において、前条の計画に基づき、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、廃棄物の循環的利用その他その適正な処理の促進に努めなければならない。

(処理計画の作成等)

第二十条 大規模な事業所として規則で定める事業所を設置している者又は産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下この条において同じ。）を多量に排出する者として規則で定める事業者（以下この条において「多量排出事業者」という。）は、第十八条の計画に基づき、規則で定めるところにより、当該事業所又は当該事業者が設置する事業所における産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下この条及び次条において「処理計画」という。）を作成しなければならない。

2 多量排出事業者は、処理計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。処理計画の内容を変更したときも、同様とする。

3 多量排出事業者は、処理計画に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に努めるとともに、処理計画の実施の状況について、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(処理計画等の公表)

第二十一条 知事は、前条第二項の規定により提出された処理計画及び同条第三項の規定により報告された処理計画の実施の状況を規則で定めるところにより公表するものとする。

第四章 フルオロカーボンの排出の抑制

(定義)

第二十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定物質 冷媒として使用され、又は使用されていたフルオロカーボンで規則で定めるものをいう。

二 特定機器 前号の規則で定めるフルオロカーボンが冷媒として使用されている機器で規則で定めるものをいう。

三 特定事業者 特定物質の回収、処理等を業として行う者で規則で定めるものをいう。

(指針の策定)

第二十三条 知事は、特定物質の大気中への排出を防止し、及び適正な回収、処理等を推進するため、特定機器の取扱い及び特定物質の回収、処理等に当たって配慮すべき事項に関する指針を定めるものとする。

(特定機器の適正な取扱い等)

第二十四条 特定機器を所有し、又は管理する者は、前条の指針に基づき、特定機器を適正に取り扱わなければならない。

2 特定事業者又は特定機器の整備、修理若しくは移設を業として行う者は、前条の指針に基づき、特定物質の回収、処理等又は特定機器の整備、修理若しくは移設を適正に行わなければならない。

(特定物質の排出の抑制)

第二十五条 特定機器を廃棄する者は、当該特定機器に使用されている特定物質を大気中に排出しないよう、特定事業者への当該特定物質の回収の委託その他の規則で定める方法により、当該特定物質の回収、処理等をしなければならない。

一部改正〔平成一五年条例一二号〕

(製造業者等による支援)

第二十六条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下この条及び次条第一項において「法」という。）第二条第五項に規定する特定製品の製造業者又は販売業者は、同条第十項の第一種フロン類充填回収業者又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項の引取業者若しくは同条第十二項のフロン類回収業者から特定物質の管理の適正化のためにこれらの事業者が行う業務に関し必要な措置に係る協力を求められたときは、情報の提供その他の技術的な支援に努めなければならない。

一部改正〔平成一五年条例一二号・一六年六七号・二七年一一号〕

(断熱材用特定物質の回収等)

第二十七条 規則で定める機器を廃棄しようとする者は、法第二条第十項の第一種フロン類充填回収業者又は規則で定める特定事業者（以下この条において「回収業者等」という。）に特定物質の回収を委託する場合において、回収業者等がその機器の断熱材に使用されているフルオロカーボンで第二十二条第一号の規則で定めるもの（以下この条において「断熱材用特定物質」という。）の回収をすることができるときは、断熱材用特定物質についても回収を委託するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、回収業者等は、断熱材用特定物質の回収に努めなければならない。

3 前項の規定により回収を行う場合において、回収業者等（断熱材用特定物質の処理を業として行う者を含む。）は、その取り扱う断熱材用特定物質を大気中に排出しないよう、規則で定める方法により、回収、処理等をしなければならない。

一部改正〔平成一五年条例一二号・二七年一一号〕

第二十八条 削除

〔平成一五年条例一二号〕

(勧告)

第二十九条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、特定物質の大気中への排出の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 特定事業者又は特定機器の整備、修理若しくは移設を業として行う者が第二十四条第二項の規定に違反しているとき。

二 特定機器を廃棄する事業者が第二十五条の規定に違反しているとき。

一部改正〔平成一五年条例一二号〕

第五章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第一節 自動車排出粒子状物質等の排出の抑制

(定義)

第三十条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下この章において「法」という。）第二条第二項に規定する自動車（法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）をいう。
- 二 自動車排出粒子状物質 自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される粒子状物質をいう。
- 三 自動車排出窒素酸化物 自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物をいう。
- 四 粒子状物質対策自動車 [別表第一](#)に掲げる自動車のうち軽油を燃料とする自動車として法第五十八条の有効な自動車検査証の交付を受けたものをいう。
- 五 低公害車 自動車排出粒子状物質及び自動車排出窒素酸化物（以下この章において「自動車排出粒子状物質等」という。）を排出せず、又は自動車排出粒子状物質等の排出量が相当程度少ない自動車として知事が定めるものをいう。

（粒子状物質排出基準の遵守等）

第三十一条 知事は、自動車排出粒子状物質による県内の大気の汚染の状況を勘案し、粒子状物質対策自動車から排出される粒子状物質の排出量に関する基準（以下この条及び第三十四条において「粒子状物質排出基準」という。）を規則で定めるものとする。

- 2 自動車の使用者又は運転者は、粒子状物質対策自動車で粒子状物質排出基準を超えて粒子状物質を排出するものを、規則で定める地域において運行し、又は運行させてはならない。

（適用除外）

第三十二条 前条第二項の規定は、次に掲げる粒子状物質対策自動車については、適用しない。

- 一 法第四条の規定により初めて登録を受けた日から起算して七年（規則で定める粒子状物質対策自動車にあっては、規則で定める期間）を経過しない粒子状物質対策自動車
- 二 粒子状物質を減少させる装置を装着した粒子状物質対策自動車

- 2 前項第二号の粒子状物質を減少させる装置は、規則で定めるところにより知事が指定するものとする。

（運送等を委託する者の措置）

第三十三条 反復継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者の粒子状物質対策自動車の運行に相当程度関与するものは、当該委託を受ける者が第三十一条第二項の規定を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

（運行禁止命令等）

第三十四条 知事は、第三十一条第二項の規定に違反して粒子状物質排出基準に適合しない粒子状物質対策自動車と同項の規則で定める地域において運行されていると認めるときは、当該粒子状物質対策自動車の使用者に対し、当該地域において当該粒子状物質対策自動車を運行し、又は運行させてはならないことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた者から当該粒子状物質対策自動車が第三十二条第一項第二号に掲げる粒子状物質対策自動車となったことを証するものが提出され、かつ、知事がこれを適当と認めたときは、知事は、当該命令を解除するものとする。

（低公害車の導入）

第三十五条 自動車の使用者又は自動車の賃貸等を業とする者のうち規則で定める自動車を規則で定める台数以上事業の用に供する者は、知事が定める期限までに、その事業の用に供する自動車の台数に対する低公害車の台数の割合を知事が定める割合以上としなければならない。

（事業者による計画の作成等）

第三十六条 知事は、自動車排出粒子状物質等による大気汚染の防止を図るため、事業活動において生ずる自動車排出粒子状物質等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関する指針を定めるものとする。

2 規則で定める地域内に使用の本拠の位置を有する自動車であって規則で定めるものを規則で定める台数以上使用する事業者は、前項の指針に基づき、自動車排出粒子状物質等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であって当該自動車に係るものの実施に関する計画を作成しなければならない。

3 前項の事業者は、前項の計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。計画の内容を変更したときも、同様とする。

(定期の報告)

第三十七条 前条第二項の事業者は、毎年、規則で定めるところにより、その事業活動において生ずる自動車排出粒子状物質等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況を知事に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第三十八条 知事は、第三十六条第二項の事業者の事業活動において生ずる自動車排出粒子状物質等の排出であって、同項に規定する自動車に係るものの抑制が同条第一項の指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動において生ずる自動車排出粒子状物質等の排出であって、当該自動車に係るものの抑制に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(大気汚染地域の指定等)

第三十九条 知事は、自動車排出粒子状物質等により、常に著しい大気汚染が発生している地域があるときは、当該地域を大気汚染地域として指定するとともに、道路の管理者その他関係機関と連携して、当該地域の大気汚染を解消するための措置に関する計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

第二節 アイドリング・ストップの推進

(アイドリング・ストップの実施)

第四十条 自動車、法第二条第三項に規定する原動機付自転車又は法第三条に規定する大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車（以下この条において「自動車等」という。）の運転者は、自動車等の駐車時又は停車時における原動機の停止（以下この節において「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等の運転者が前項の規定を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

(駐車場の利用者への周知)

第四十一条 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、必要な事項を表示したものの掲出等の方法により、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう周知しなければならない。

(外部電源設備の設置)

第四十二条 冷蔵等の装置を有する貨物自動車の貨物の積卸しをする施設の設置者は、アイドリング・ストップを行っている当該貨物自動車の冷蔵等の装置を稼働させるための外部電源設備を設置するよう努めなければならない。

第三節 燃料に関する規制

(粒子状物質等を増大させる燃料の使用の禁止等)

第四十三条 自動車(法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を含む。以下この節において同じ。)の使用者は、自動車から大気中に排出される粒子状物質又は窒素酸化物の量を増大させる燃料として規則で定めるものをその自動車の燃料に使用してはならない。

2 自動車に使用される燃料を販売する者は、自動車の燃料用として前項に規定する燃料を販売してはならない。

3 知事は、前二項の規定に違反して第一項に規定する燃料を使用し、又は販売している者に対し、当該燃料の使用又は販売の禁止を命ずることができる。

(自動車の燃料の検査等)

第四十四条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、検査のために必要な最小限度の分量に限り、自動車に使用され、又は自動車に使用するために販売されている燃料を収去させることができる。

2 知事は、環境への影響を把握するため、自動車に使用される燃料の製造、販売又は使用の状況について調査するものとする。

3 自動車に使用される燃料を製造し、販売し、又は使用する者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

第四節 低公害車等の使用の促進等

(自動車販売業者の購入者への説明等)

第四十五条 自動車の販売業者は、粒子状物質対策自動車の運行に係る義務、低公害車の使用に係る義務その他この章に規定する義務の遵守に関し必要な事項及びその販売する新車(過去に法第五十八条の有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車をいう。以下この条において同じ。)の自動車排出粒子状物質等の量、騒音の大きさその他規則で定める事項を記載した書面等をその事業所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対しその書面を交付し、当該事項について説明しなければならない。

2 知事は、自動車の販売業者で新車を販売するものに対し、低公害車の販売の状況について報告を求めることができる。

(低公害車等の使用等に係る措置)

第四十六条 自動車又は法第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下この条において「自動車等」という。)の使用者又は運転者は、自動車等の使用を抑制するとともに、使用に際しては、低公害車又は粒子状物質若しくは窒素酸化物(以下この条及び次条において「粒子状物質等」という。)の排出の量若しくは騒音及び振動の発生がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。

2 自動車等の使用者又は運転者は、その自動車等を適正に整備し、又は適切に運転することにより、粒子状物質等の排出の量又は騒音及び振動の発生を低減させるよう努めなければならない。

3 自動車等の製造業者は、粒子状物質等の排出の量又は騒音及び振動の発生がより少ない自動車等の開発に努めなければならない。

4 自動車等の整備業者は、自動車等の整備を行うときは、粒子状物質等の排出の量又は騒音及び振動の発生を低減させるために当該自動車等に備えられた装置を点検し、当該自動車等の整備を

依頼した者に対し、その結果を説明するとともに、その適正な管理について必要な助言を行うよう努めなければならない。

(大型特殊自動車等の使用等に係る措置)

第四十七条 法第三条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（以下この条において「大型特殊自動車等」という。）の使用者その他その整備に責任を有する者又は運転者は、その大型特殊自動車等を適正に整備し、又は適切に運転することにより、当該大型特殊自動車等から大気中に排出される粒子状物質等の量又は騒音及び振動の発生を低減させるよう努めなければならない。

(勧告)

第四十八条 知事は、正当な理由がなく、第三十三条、第三十五条、第四十条、第四十一条又は第四十五条第一項の規定に違反をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反をしている事項を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第六章 公害等に関する規制等

第一節 ばい煙等に関する規制

(定義)

第四十九条 この節、第五節及び第九章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ばい煙 次に掲げる物質をいう。

イ 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物

ロ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ハ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、
ふっ

カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（イに掲げるものを除く。）で規則で定めるもの

二 炭化水素類 気化した場合に光化学オキシダントの生成の原因となるおそれのある液体状の有機化合物又はその混合物で規則で定めるものをいう。

三 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第八項に規定する特定粉じんを除く。）をいう。

四 有害大気汚染物質 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質のうち、大気の汚染の原因となる物質で規則で定めるものをいう。

五 汚水等 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液をいう。

イ カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

ロ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、イに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

六 特定事業場 水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。

七 排水 工場若しくは事業場から公共用水域に排出される水及び汚水等を排出する土木建設作業で規則で定めるもの（以下この節及び第五節において「指定土木建設作業」という。）に伴い公共用水域に排出される水をいう。

- 八 指定施設 工場又は事業場（ばい煙又は粉じんに係るものにあつては鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山を、騒音又は振動に係るものにあつては同項に規定する鉱山を除く。以下この節において同じ。）に設置される施設のうちばい煙、気化した炭化水素類、粉じん、汚水等、騒音又は振動を排出し、又は発生する施設で[別表第二](#)に掲げるものをいう。
- 九 指定騒音作業 工場又は事業場で行われる作業で[別表第三](#)に掲げるものをいう。
- 十 指定騒音工場等 騒音に係る指定施設を設置し、又は指定騒音作業を行う工場又は事業場をいう。
- 十一 指定振動工場等 振動に係る指定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 十二 指定悪臭工場等 [別表第四](#)に掲げる事業を行う工場又は事業場をいう。
- 一部改正〔平成二十一年条例九号・二十三年一五号・三〇年一一号〕

[次へ](#)

[前へ](#)

(規制基準の遵守等)

第五十条 知事は、第一号から第三号までに掲げる工場若しくは事業場若しくは第四号に掲げる作業場等における事業活動又は指定土木建設作業において生ずるばい煙、気化した炭化水素類、粉じん、有害大気汚染物質、排出水、騒音、振動又は悪臭(以下この項において「ばい煙等」という。)の排出又は発生について、指定施設、当該工場若しくは事業場若しくは当該作業場等を設置している者、ばい煙等を排出し、若しくは発生する者又は指定土木建設作業を行っている者(以下この条において「工場等の設置者等」という。)が遵守すべき基準(以下この節、第九章及び別表第八において「規制基準」という。)を規則で定めるものとする。

一 指定施設を設置し、又は指定騒音作業を行う工場又は事業場

二 指定悪臭工場等

三 有害大気汚染物質又は排出水を排出する工場又は事業場で別表第五に掲げるもの

四 騒音又は振動を発生する作業場等で別表第六に掲げるもの

2 工場等の設置者等のうち、指定施設(ばい煙に係るものに限る。)において発生するばい煙を大気中に排出し、又は指定施設(汚水等に係るものに限る。)を設置している工場若しくは事業場から排出水を排出する者は、指定施設(ばい煙に係るものに限る。)にあつては当該指定施設の排出口(ばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。第百二十六条第三項及び別表第八において同じ。)において規制基準に適合しないばい煙を、指定施設(汚水等に係るものに限る。)を設置している工場又は事業場にあつては当該工場又は事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。第六十四条第一項において同じ。)において規制基準に適合しない排出水を排出してはならない。

3 前項の規定によるほか、工場等の設置者等は、規制基準を遵守しなければならない。

4 第二項の規定は、一の施設が指定施設(ばい煙又は汚水等に係るものに限る。)となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設において発生し大気中に排出されるばい煙又は当該施設を設置している工場若しくは事業場から排出される排出水については、当該施設が当該指定施設となった日から六月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、規則で定める期間)は、適用しない。ただし、当該施設が指定施設(汚水等に係るものに限る。)となった際既に当該工場又は事業場が指定施設(汚水等に係るものに限る。)を設置する工場若しくは事業場又は特定事業場であるときは、この限りでない。

一部改正〔平成二三年条例六二号〕

(規制地域)

第五十一条 指定騒音工場等、指定振動工場等及び指定悪臭工場等については、地域を定めて規制基準を適用する。

2 前項の地域(以下この節において「規制地域」という。)は、騒音、振動又は悪臭を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域について、規則で定める。

(指定施設の設置等の届出)

第五十二条 指定施設(ばい煙、炭化水素類、粉じん又は汚水等に係るものに限る。)を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、氏名又は名称、指定施設の種類及び構造、公害防止の方法等を知事に届け出なければならない。

2 規制地域内の工場若しくは事業場(騒音に係る指定施設が設置されていないものに限る。)に指定施設(騒音に係るものに限る。)を設置しようとする者又は規制地域内の工場若しくは事業場(指定騒音作業が行われていないものに限る。)において指定騒音作業を行おうとする者は、その指定施設の設置の工事又は指定騒音作業の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、氏名又は名称、指定施設の種類ごとの数又は指定騒音作業の種類、公害防止の方法等を知事に届け出なければならない。

3 規制地域内の工場又は事業場(振動に係る指定施設が設置されていないものに限る。)に指定施設(振動に係るものに限る。)を設置しようとする者は、その指定施設の設置の工事の開

始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、氏名又は名称、指定施設の種類ごとの数、公害防止の方法等を知事に届け出なければならない。

(経過措置)

第五十三条 一の施設が指定施設(ばい煙、炭化水素類、粉じん又は汚水等に係るものに限る。)となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この条において同じ。)は、当該施設が当該指定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 一の地域が規制地域となった際現にその地域内の工場若しくは事業場に指定施設(騒音に係るものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者若しくはその地域内の工場若しくは事業場において指定騒音作業を行っている者又は一の施設が指定施設となった際現に規制地域内の工場若しくは事業場(その施設以外の指定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者若しくは一の作業が指定騒音作業となった際現に規制地域内の工場若しくは事業場(その作業以外の指定騒音作業が行われていないものに限る。)においてその作業を行っている者は、それぞれ、当該地域が規制地域となった日又は当該施設若しくは作業が指定施設若しくは指定騒音作業となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

3 一の地域が規制地域となった際現にその地域内の工場若しくは事業場に指定施設(振動に係るものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者又は一の施設が指定施設となった際現に規制地域内の工場若しくは事業場(その施設以外の指定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者は、当該地域が規制地域となった日又は当該施設が指定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(指定施設の届出に係る事項の変更等の届出)

第五十四条 前二条の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(第四項の規定により届け出なければならない事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 第五十二条第二項又は前条第二項の規定による届出をした者は、工場若しくは事業場(その届出に係る指定施設を設置しているものに限る。)に設置している指定施設(騒音に係るものに限る。以下この項において同じ。)以外の施設が指定施設となったとき、又は工場若しくは事業場(その届出に係る指定騒音作業を行っているものに限る。)において行っている指定騒音作業以外の作業が指定騒音作業となったときは、当該指定施設以外の施設又は当該指定騒音作業以外の作業が指定施設又は指定騒音作業となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

3 第五十二条第三項又は前条第三項の規定による届出をした者は、工場又は事業場(その届出に係る指定施設を設置しているものに限る。)に設置している指定施設(振動に係るものに限る。以下この項において同じ。)以外の施設が指定施設となったときは、当該指定施設以外の施設が指定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

4 前二条の規定による届出をした者は、その届出に係る氏名若しくは名称その他の規則で定める事項に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設(騒音又は振動に係る指定施設にあっては、それぞれ、その届出に係る工場又は事業場に設置している騒音又は振動に係る指定施設のすべて)の使用を廃止し、若しくはその届出に係る工場若しくは事業場における指定騒音作業のすべてを廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第五十五条 知事は、第五十二条第一項又は前条第一項の規定による届出(炭化水素類に係る指定施設に係る届出に限る。)があった場合において、その届出に係る指定施設の設置又は変更に関する計画が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出の日から六十日以内に限り、

その届出をした者に対し、必要な限度において、公害防止の方法等に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第五十二条第二項若しくは第三項の規定による届出又は前条第一項の規定による届出（騒音若しくは振動に係る指定施設又は指定騒音作業に係る届出に限る。）があった場合において、その届出に係る工場又は事業場において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその工場又は事業場の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出の日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、公害防止の方法等に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

（計画変更命令等）

- 第五十六条** 知事は、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の規定による届出（ばい煙又は汚水等に係る指定施設に係る届出に限る。）があった場合において、その届出に係る指定施設の設置又は変更に関する計画が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出の日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、公害防止の方法等に関する計画の変更（第五十四条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五十二条第一項の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

- 第五十七条** 第五十二条第一項又は第五十四条第一項の規定による届出（ばい煙、炭化水素類又は汚水等に係る指定施設に係る届出に限る。以下この条において同じ。）をした者は、その届出の日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設の設置又は変更をしてはならない。

- 2 知事は、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（承継）

- 第五十八条** 第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第五十二条第二項若しくは第五十三条第二項の規定による届出をした者からその届出に係る指定騒音工場等に設置する指定施設（騒音に係るものに限る。）若しくは当該指定騒音工場等における指定騒音作業を行うための機械器具のすべてを譲り受け若しくは借り受けた者又は第五十二条第三項若しくは第五十三条第三項の規定による届出をした者からその届出に係る指定振動工場等に設置する指定施設（振動に係るものに限る。）のすべてを譲り受け若しくは借り受けた者は、それぞれ、当該指定施設又は当該指定騒音作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る指定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定施設を承継した法人は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 4 第五十二条第二項若しくは第五十三条第二項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（その届出に係る指定騒音工場等に設置する指定施設（騒音に係るものに限る。）又は当該指定騒音工場等における指定騒音作業を行うための機械器具のすべてを承継させるものに限る。）があったとき、又は第五十二条第三項若しくは第五十三条第三項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（その届出に係る指定振動工場等に設置する指定施設（振動に係るものに限る。）のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定施設若しくは当該機械器具のすべてを承継した法人は、それぞれ、当該指定施設又は当該指定騒音作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 5 前各項の規定により第五十二条又は第五十三条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令等)

第五十九条 知事は、指定施設(炭化水素類に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)若しくは別表第五第一号に掲げる工場若しくは事業場から気化した炭化水素類若しくは有害大気汚染物質を排出する者が規制基準を遵守していないと認めるとき、又は別表第五第二号に掲げる工場若しくは事業場から排水を排出する者が規制基準を遵守しないおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な限度において、当該指定施設又は有害大気汚染物質若しくは汚水等を排出している施設の公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第五十五条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該指定施設若しくは有害大気汚染物質若しくは汚水等を排出している施設の公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設若しくは当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。
- 3 知事は、規制地域内に設置されている指定騒音工場等、指定振動工場等若しくは指定悪臭工場等又は別表第六に掲げる作業場等(以下この項において「指定工場等」という。)において発生する騒音、振動又は悪臭が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該指定工場等を設置し、又は当該作業場等において作業を行っている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 知事は、第五十五条第二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設(騒音又は振動に係るものに限る。以下この項において同じ。)を設置し、若しくは指定騒音作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、同条第二項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設の使用若しくは指定騒音作業の一時停止を命ずることができる。
- 5 前二項の規定は、第五十三条第二項又は第三項の規定による届出をした者の当該届出に係る工場又は事業場については、同条第二項若しくは第三項に規定する規制地域となった日又は同条第二項若しくは第三項に規定する指定施設若しくは指定騒音作業となった日から一年間は、適用しない。ただし、その者が第五十四条第一項の規定による届出(騒音若しくは振動に係る指定施設又は指定騒音作業に係るものに限る。)をした場合において当該届出の日から三十日を経過したときは、この限りでない。
- 6 第四項の規定は、一の地域が規制地域となった際現にその地域内に指定悪臭工場等を設置している者又は一の工場若しくは事業場が指定悪臭工場等となった際現に規制地域内においてその工場若しくは事業場を設置している者については、その地域が規制地域となった日又はその工場若しくは事業場が指定悪臭工場等となった日から一年間は、適用しない。
- 7 第四項の規定は、規制基準が強化された際現にその強化される前の規制基準に適合している指定悪臭工場等を設置している者については、その強化された日から一年間は、適用しない。
(改善命令等)

第六十条 知事は、指定施設(ばい煙に係るものに限る。)において発生するばい煙を大気中に排出する者が、規制基準(ばい煙の量又は濃度に係るものに限る。)に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき、若しくは規制基準(ばい煙の量又は濃度に係るものを除く。)を遵守していないと認めるとき、指定施設(粉じんに係るものに限る。)を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるとき、又は指定施設(汚水等に係るものに限る。)を設置している工場若しくは事業場から排水を排出する者若しくは指定土木建設作業を行っている者が規制基準を遵守しないおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設の使用、当該指定土木建設作業若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

- 2 第五十条第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

一部改正〔平成二三年条例一五号〕

(野外焼却等の禁止)

第六十一条 何人も、ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法 (平成十一年法律第百五号) 第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第百三十条第三号及び別表第八において同じ。) 等による人の健康又は生活環境への支障を防止するため、規則で定める廃棄物焼却炉を用いなく、廃棄物その他の規則で定める物 (以下この条において「廃棄物等」という。) を焼却してはならない。ただし、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物等の焼却又は周辺の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物等の焼却として規則で定めるものについては、この限りでない。

一部改正〔平成二三年条例一五号・六二号〕

(焼却停止の勧告及び命令)

第六十二条 知事は、前条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、人の健康又は生活環境への支障を防止するために必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の支障を防止するために必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(低公害燃焼機器の普及促進)

第六十三条 知事は、ばい煙の排出量の少ない燃焼機器 (以下この条において「低公害燃焼機器」という。) の普及を促進するため、小規模な燃焼機器の設置者 (設置しようとする者を含む。次項において同じ。)、製造業者又は販売業者が取り組むべき事項に関する指針を定めるものとする。

2 小規模な燃焼機器の設置者は、前項の指針に基づき、低公害燃焼機器の設置及び燃焼機器の適正な維持管理に努めなければならない。

3 小規模な燃焼機器の製造業者又は販売業者は、第一項の指針に基づき、低公害燃焼機器の開発又は普及に努めなければならない。

(排水の排出に係る措置等)

第六十四条 排水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該工場又は事業場の排水口の位置その他の排水の排出の方法を適切にしなければならない。

2 工場又は事業場を設置している者は、第四十九条第五号イの規則で定める物質を含む汚水等 (これを処理したものを含む。) を地下に浸透させることのないよう適切な措置を講じなければならない。

(夜間の静穏保持)

第六十五条 何人も、夜間 (午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。以下この条及び次条において同じ。) においては、住宅の集合している地域、集合住宅内又は道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

2 複数の事業者が営業を行う建物内又は他の者の住居が併設された建物内において夜間に営業を行う者は、当該建物内における静穏の保持に配慮しなければならない。

(深夜営業騒音等の規制)

第六十六条 夜間において別表第七に掲げる営業を行う者は、当該営業に係る夜間における騒音について、規則で定める区域の区分ごとに規則で定める基準を超える騒音を発生し、又は発生させてはならない。

2 静穏の保持を特に必要とする区域として規則で定める区域内において別表第七に掲げる営業を行う者は、深夜 (午後十一時から翌日の午前六時までの間をいう。) においては、当該営業を行う場所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業を行う場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

(改善勧告及び改善命令等)

第六十七条 知事は、前条第一項の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、その事

態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前条第二項の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、同項の規定に違反する行為の停止を勧告することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 知事は、第二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、前条第二項の規定に違反する行為の停止を命ずることができる。

(拡声機の使用の規制等)

第六十八条 商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用の方法、時間等について、規則で定める使用に係る基準を遵守しなければならない。

2 知事は、商業宣伝を目的とする拡声機の使用が前項に規定する基準に適合しないことにより当該拡声機の使用に係る騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、拡声機の使用の方法等を変更すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、拡声機の使用の方法等を変更すべきことを命ずることができる。

4 何人も、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。)から、機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、知事が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(ばい煙量等の測定等)

第六十九条 別表第八の中欄に掲げる施設等からばい煙、気化した炭化水素類、有害大気汚染物質又は排水(以下この条において「ばい煙等」という。)を排出する者は、当該ばい煙等の量、濃度又は汚染状態について、規則(特定事業場にあつては、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府通商産業省令第二号。以下この条において「省令」という。))で定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる回数(特定事業場に係る回数は、省令第九条第二号の規定により、当該特定事業場の排水に係る排水基準(水質汚濁防止法第三条第一項の排水基準をいう。))に定められた事項のうち、省令様式第一別紙四により届け出たものについて条例で定める回数とする。)の測定又は算定をし、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

全部改正〔平成二三年条例六二号〕

(騒音等の測定等)

第七十条 知事は、規則で定める道路における自動車の運行に伴い発生する騒音及び振動(以下この項及び次項において「自動車騒音等」という。)の状況を測定するとともに、当該道路の管理者に対し、当該道路における自動車騒音等に関する測定の結果の提供を求め、自動車騒音等の状況の把握に努めるものとする。

2 知事は、前項の規定により把握した自動車騒音等の状況を公表するとともに、自動車騒音等の低減に向けた取組を自動車の使用者、製造業者、販売業者及び整備業者、道路の管理者その他関係機関と連携して推進するものとする。

3 知事は、規則で定める鉄道における車両の走行に伴い発生する騒音及び振動(以下この項において「鉄道騒音等」という。)の状況を測定するとともに、当該鉄道の事業者に対し、当該鉄道における鉄道騒音等に関する測定の結果の提供を求め、鉄道騒音等の状況を公表するものとする。

4 知事は、規則で定める施設で県が設置するものから発生する悪臭の状況を測定するとともに、当該規則で定める施設(県が設置するものを除く。)の設置者に対し、当該施設から発生する悪臭に関する測定の結果の提供を求め、悪臭の発生の状況を公表するものとする。

第二節 特定化学物質の適正な管理

(定義)

第七十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定化学物質 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質及び同条第三項に規定する第二種指定化学物質並びに化学物質（放射性物質を除く元素及び化合物をいう。）のうち人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして規則で定めるものをいう。

二 特定化学物質等 特定化学物質及び特定化学物質を含有する製品であって規則で定める要件に該当するものをいう。

三 特定化学物質等取扱事業者 特定化学物質等を業として取り扱う者をいう。

(特定化学物質管理指針の策定等)

第七十二条 知事は、特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針（以下この節において「特定化学物質管理指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、特定化学物質等取扱事業者による特定化学物質等の自主的な管理の改善及び県民への情報の提供を促進するため、特定化学物質等取扱事業者に対し技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事は、特定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の収集及び整理を行い、広報活動等を通じて県民の理解を深めるよう努めるものとする。

(特定化学物質等の適正管理等)

第七十三条 特定化学物質等取扱事業者は、特定化学物質管理指針に基づき、その事業所における特定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに関する状況を常に把握するとともに、特定化学物質等の適正な管理に努めなければならない。

2 特定化学物質等取扱事業者は、県民に対し当該特定化学物質等取扱事業者が取り扱う特定化学物質等の管理の状況についての情報を積極的に提供することにより、県民の理解を深めるよう努めなければならない。

3 特定化学物質等取扱事業者は、規則で定める特定化学物質等を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、規則で定めるところにより、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該特定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

(取扱量等の報告及び公表)

第七十四条 特定化学物質等取扱事業者のうち、規則で定める業種に属する事業を営むものであって当該特定化学物質等取扱事業者による特定化学物質の取扱量等を勘案して規則で定める要件に該当するものは、規則で定めるところにより、特定化学物質及び事業所ごとに、特定化学物質の取扱量その他の事項（以下この条において「取扱量等」という。）を把握しなければならない。

2 前項の規定により取扱量等を把握しなければならない特定化学物質等取扱事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、前項の規定により把握される前年度の取扱量等を、特定化学物質及び事業所ごとに、知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の規定により報告された取扱量等を地域別等に集計し、その結果を公表するものとする。

(手順書の作成等)

第七十五条 前条第二項の特定化学物質等取扱事業者は、特定化学物質管理指針に基づき、特定化学物質等を適正に管理するためにとるべき措置に関する手順書を作成しなければならない。

2 前項の特定化学物質等取扱事業者は、前項の手順書を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。手順書の内容を変更したときも、同様とする。

第三節 土壤環境及び地下水質の保全

(土壤及び地下水汚染対策指針の作成)

第七十六条 知事は、人の健康を損なうおそれのある物質として規則で定めるもの（以下この節において「特定有害物質」という。）に汚染された土壌からの特定有害物質の大気中への飛散又は当該土壌に起因する地下水の汚染が人の健康に係る被害を生ずることを防止するため、土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針（以下この節において「土壌及び地下水汚染対策指針」という。）を定めるものとする。

（汚染状況の調査等）

第七十七条 特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（規則で定める事業所を除く。以下この節において「特定有害物質取扱事業所」という。）を設置している者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この節において「特定有害物質取扱事業者」という。）は、現に取り扱っている特定有害物質の適正な管理に努めるとともに、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、その特定有害物質取扱事業所における特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況を調査するよう努めなければならない。

2 前項の規定による調査をした特定有害物質取扱事業者は、その結果を速やかに知事に報告するとともに、公表するよう努めなければならない。

（汚染土壌の処理に関する命令）

第七十八条 知事は、特定有害物質取扱事業者が、その特定有害物質取扱事業所において特定有害物質により土壌を汚染したことにより、大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染した土壌の処理に関する計画（以下この条において「汚染処理計画」という。）を作成し、これに基づき、汚染した土壌を処理すべきことを命ずることができる。この場合において、当該特定有害物質取扱事業者が当該特定有害物質取扱事業所の敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた特定有害物質取扱事業者は、汚染処理計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

3 前項の規定により汚染処理計画の提出をした特定有害物質取扱事業者は、汚染した土壌の処理が完了したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

（特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物除却時の措置）

第七十九条 特定有害物質取扱事業者は、その特定有害物質取扱事業所を廃止し、又は当該特定有害物質取扱事業所の建物の全部若しくは建物のうち特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却するときは、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の汚染の状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の特定有害物質の濃度が規則で定める基準（以下この条及び次条において「土壌汚染基準」という。）を超えていると認めるときは、その特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該特定有害物質取扱事業所の敷地の汚染した土壌の拡散の防止に関する計画（以下この条及び次条において「汚染拡散防止計画」という。）を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、当該特定有害物質取扱事業者が当該特定有害物質取扱事業所の敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた特定有害物質取扱事業者は、汚染拡散防止計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした特定有害物質取扱事業者は、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、特定有害物質取扱事業者が土壌の汚染の状況の調査又は汚染した土壌の拡散の防止に係る措置を行わずに第一項に規定する特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物の除却に係る土地の譲渡（借地の場合にあっては、当該土地の返還をいう。以下この項

及び第八十一条において同じ。)をしたときは、当該譲渡を受けた者は、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、当該調査又は当該措置を講じなければならない。

(土地の改変時における改変者の措置)

第八十条 規則で定める面積以上の土地について規則で定める行為による改変(以下この条において「改変」という。)をしようとする者(以下この条及び次条において「土地改変者」という。)は、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、その改変をしようとする土地(以下この条において「改変予定地」という。)における過去の特定有害物質取扱事業所の設置の状況等を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、当該改変予定地の土壌が汚染されているおそれがあると認めるときは、土地改変者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該土壌の汚染の状況を調査し、その結果を知事に報告するよう求めることができる。

3 土地改変者は、改変予定地の土壌の汚染の状況の調査の結果、当該改変予定地の土壌の特定有害物質の濃度が土壌汚染基準を超えていることが判明したときは、当該改変予定地の改変に伴う汚染の拡散を防止するため、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画を作成し、知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした土地改変者は、汚染拡散防止計画の内容を誠実に実施しなければならない。

5 第三項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした土地改変者は、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(記録の作成等)

第八十一条 特定有害物質取扱事業者、第七十九条第一項に規定する特定有害物質取扱事業所の廃止若しくは建物の除却に係る土地の譲渡を受けた者又は土地改変者は、この節の規定により実施した調査又は処理若しくは措置について記録を作成し、保管しておかななければならない。

2 特定有害物質取扱事業者、第七十九条第一項に規定する特定有害物質取扱事業所の廃止若しくは建物の除却に係る土地の譲渡を受けた者又は土地改変者は、この節の規定により実施した調査又は処理若しくは措置をした土地を譲渡するときは、前項の記録を当該土地の譲渡を受ける者に引き継がなければならない。

(勧告)

第八十二条 知事は、第七十八条第二項若しくは第三項、第七十九条第一項若しくは第三項から第五項まで、第八十条第一項若しくは第三項から第五項まで又は前条の規定に違反をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反をしている事項を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(地下水の水質の浄化に係る命令)

第八十三条 知事は、特定有害物質取扱事業所において特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定有害物質取扱事業者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業者であった者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業者であった者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、同項の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 特定有害物質取扱事業者(特定有害物質取扱事業所又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。)は、その特定有害物質取扱事業所について前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

(調査への協力)

第八十四条 知事は、特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の原因を調査するため必要があると認めるときは、必要最小限の規模に限り、土地の所有者又は管理者に対し、当該土地の調査について協力を求めることができる。

第四節 地盤の沈下の防止

(地下水の採取を規制する地域の指定)

第八十五条 知事は、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域並びに地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認める地域を地下水の採取を規制する地域として規則で指定することができる。

2 前項の規則で指定する地域は、第一種指定地域及び第二種指定地域とする。

(地下水の採取の許可)

第八十六条 第一種指定地域において動力を用いて地下水を採取するための施設(以下この節及び第二百二十六条第一項第四号並びに附則第八項及び第九項において「揚水施設」という。)で揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下この節及び第二百二十六条第一項第四号並びに附則第八項及び第九項において同じ。)が六平方センチメートルを超えるものにより地下水を採取しようとする者は、揚水施設ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

第八十七条 知事は、前条の許可の申請に係る揚水施設のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が規則で定める技術上の基準(以下この節及び第二百二十六条第一項第四号において「技術基準」という。)に適合していると認めるときでなければ、前条の許可をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると知事が認める場合は、この限りでない。

一 非常災害用等公益上の目的で揚水施設を設置し、地下水を採取しようとするとき。

二 規則で定める用途に供する地下水を採取しようとする場合で、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき。

三 次条第一項の規定により前条の許可を受けたものとみなされた揚水施設による地下水の採取が困難となり、当該揚水施設に代えてこれに相当する他の揚水施設により地下水を採取しようとする場合で、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき。

2 知事は、前条の規定による許可をするに当たり、地盤の沈下の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

(経過措置)

第八十八条 一の地域が第一種指定地域となった際現にその地域内の揚水施設(揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超えるものに限る。)により地下水を採取している者は、当該揚水施設について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第八十六条の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第八十六条の許可を受けたものとみなされた者は、その地域が第一種指定地域となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

[次へ](#)

(変更の許可等)

第八十九条 第八十六条の許可を受けた者又は前条第一項の規定により第八十六条の許可を受けたものとみなされた者(以下この節において「許可揚水施設使用者」という。)は、第八十六条の許可を受けた揚水施設又は前条第一項の規定により第八十六条の許可を受けたものとみなされた揚水施設(以下この節及び第二百二十六条第一項第四号において「許可揚水施設」という。)について、そのストレーナーの位置を許可を受け、若しくは許可を受けたものとみなされた位置より浅くし、若しくは深くし(ストレーナーの位置が技術基準に適合している揚水施設について深くする場合を除く。)、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受け、若しくは許可を受けたものとみなされた断面積より大きくしようとするときは、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。

2 第八十七条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可揚水施設使用者は、許可揚水施設について、その揚水機の吐出口の断面積を六平方センチメートル以下にしたときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

4 許可揚水施設使用者は、氏名又は名称その他の規則で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(地下水の採取の届出)

第九十条 次の各号に掲げる地域においてそれぞれ当該各号に定める揚水施設により地下水を採取しようとする者は、揚水施設ごとに、その揚水機の吐出口の断面積及び揚水機の出力を定め、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、前条第三項の規定により届出をした者は、この限りでない。

一 第一種指定地域 揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の揚水施設

二 第二種指定地域 揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超える揚水施設

(施設基準等の遵守)

第九十一条 前条各号に掲げる地域においてそれぞれ当該各号に定める揚水施設により地下水を採取する者は、その設置する揚水施設の構造を規則で定める基準(以下この節において「施設基準」という。)に適合させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると知事が認める場合は、この限りでない。

一 非常災害用等公益上の目的で揚水施設を設置し、地下水を採取しようとするとき。

二 規則で定める用途に供する地下水を採取しようとする場合で、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき。

三 次条の規定により届出をした揚水施設による地下水の採取が困難となり、当該揚水施設に代えてこれに相当する他の揚水施設により地下水を採取しようとする場合で、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき。

2 前項本文の規定は、第八十九条第三項又は次条の規定による届出をすべき揚水施設で当該届出をすべき事由が生じた後その構造について第九十三条第一項の規則で定める変更がされていないものについては、適用しない。

3 前条第一号に掲げる地域において同号に定める揚水施設(次条の規定による届出をすべき揚水施設で当該届出をすべき事由が生じた後その構造について第九十三条第一項の規則で定める変更がされていないものを除く。)により地下水を採取する者は、規則で定める採取量を超えて地下水を採取してはならない。

(経過措置)

第九十二条 一の地域が第一種指定地域となった際現にその地域内の揚水施設(揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下のものに限る。)により地下水を採取している者又は一の地域が第二種指定地域となった際現にその地域内の揚水施設(揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超えるものに限る。)により地下水を採取している者は、それぞれ、その地域が第一種指定地域又は第二種指定地域となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第九十三条 第八十九条第三項、第九十条又は前条の規定による届出をした者(以下この節において「届出揚水施設使用者」という。)は、第八十九条第三項、第九十条又は前条の規定により届出をした揚水施設(以下この節において「届出揚水施設」という。)の構造について、規則で定める変更をしようとするとき(第八十六条の許可を要するときを除く。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 届出揚水施設使用者は、氏名又は名称その他の規則で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第九十四条 知事は、第九十条又は前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設の構造が施設基準に適合しないと認めるときは、その届出の日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該構造に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。ただし、第九十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

(実施の制限)

第九十五条 第九十条又は第九十三条第一項の規定による届出をした者は、その届出の日から三十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る地下水の採取又は揚水施設の構造の変更をしてはならない。

(採取量の測定等)

第九十六条 許可揚水施設使用者及び第九十条各号に掲げる地域においてそれぞれ当該各号に定める揚水施設(第九十二条の規定による届出をすべき第一種指定地域内の揚水施設で当該届出をすべき事由が生じた後その構造について第九十三条第一項の規則で定める変更がされていないものを除く。以下この条において同じ。)により地下水を採取する者は、規則で定めるところにより水量測定器を設置しなければならない。ただし、揚水施設の構造上水量測定器を設置することが困難であると知事が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、前項の規定により設置された水量測定器によりその揚水施設に係る地下水の採取量を記録し、知事に報告しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により水量測定器を設置していない場合には、規則で定めるところにより、地下水の採取の状況を記録し、知事に報告するものとする。

(承継)

第九十七条 許可揚水施設又は届出揚水施設を譲り受け、又は借り受けて、当該揚水施設により地下水を採取する者は、当該揚水施設に係る許可揚水施設使用者又は届出揚水施設使用者(以下この節において「許可揚水施設使用者等」という。)の地位を承継する。

2 許可揚水施設使用者等について相続、合併又は分割(当該揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該許可揚水施設使用者等の地位を承継する。

3 前二項の規定により許可揚水施設使用者等の地位を承継した者は、その承継のあった日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(廃止の届出等)

第九十八条 許可揚水施設使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から三十日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

一 許可揚水施設又は届出揚水施設を廃止したとき。

二 許可揚水施設又は届出揚水施設により地下水を採取することを廃止したとき。

三 許可揚水施設の構造又は用途を変更したことにより、当該許可揚水施設による地下水の採取が第八十六条の許可を要しないこととなったとき(第八十九条第三項に規定するときを除く。)

四 届出揚水施設の構造又は用途を変更したことにより、当該届出揚水施設による地下水の採取が第九十条の届出を要しないこととなったとき。

2 許可揚水施設使用者がその許可揚水施設について、第八十九条第三項の規定による届出をすべき事由が生じたとき、又は前項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったとき

は、当該許可揚水施設に係る第八十六条の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第九十九条 知事は、許可揚水施設使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて許可揚水施設による地下水の採取の停止を命ずることができる。

- 一 偽りその他不正な手段により第八十六条又は第八十九条第一項の許可を受けたとき。
- 二 第八十七条第二項の規定により付した条件に違反したとき。
- 三 第八十九条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

(改善勧告及び改善命令等)

第一百条 知事は、第九十一条第一項又は第三項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その揚水施設の構造の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第九十四条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで、その構造が施設基準に適合しない揚水施設により地下水を採取しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該揚水施設の構造の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該揚水施設による地下水の採取を停止すべきことを命ずることができる。

(採取量の減少勧告等)

第一百一条 知事は、第八十七条第一項ただし書又は第九十一条第一項ただし書の規定により揚水施設を設置し地下水を採取している者で、水の合理的な使用により地下水の採取量を減少することが適当であると認められるもの又は許可揚水施設若しくは届出揚水施設による地下水の採取に代えて他の水源により水の供給を受けることが適当であると認められるものがあるときは、その者に対し、当該許可揚水施設又は届出揚水施設による地下水の採取量の減少又は採取の停止を勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、当該許可揚水施設又は届出揚水施設による地下水の採取量の減少又は採取の停止を命ずることができる。

(適用除外)

第一百二条 第八十五条から前条までの規定は、次に掲げる揚水施設については、適用しない。

- 一 温泉法(昭和三十二年法律第二百五号)による温泉を採取するための揚水施設
- 二 工業用水法(昭和三十一年法律第四百十六号)による許可の対象となる井戸
- 三 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第百号)による許可の対象となる揚水設備
- 四 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内の揚水施設
- 五 家庭の用に供する地下水を採取するための揚水施設で、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下のもの
- 六 地下水のかん養を阻害しないものとして規則で定める用途に供する地下水を採取するための揚水施設で、ストレーナーの位置が地表面下三十メートル以浅のもの

(地下水の採取の抑制)

第一百三条 揚水施設で地下水を採取する者は、その水の合理的な使用により、地下水の採取の抑制に努めなければならない。

(地下水のかん養)

第一百四条 事業者及び県民は、地下水のかん養を図るため、雨水の有効利用に努めるとともに、敷地内の舗装又は雨水を処理するための施設の設置をする場合には雨水が地下に浸透しやすい素材又は構造のものを使用する等雨水の地下浸透の促進に努めなければならない。

(地下水のゆう出を伴う掘削工事に関する措置)

第二百五条 事業者は、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、周辺の地盤及び地下水位への影響を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五節 緊急時等の措置

(大気の汚染に関する緊急時の措置)

第二百六条 知事は、大気の汚染が人の健康若しくは生活環境に影響を及ぼす事態が発生するおそれがあると認めるとき、又は当該事態が発生したときは、県の区域の全部又は一部を指定して、当該区域について大気の汚染に係る予報、注意報、警報等を発しなければならない。

2 知事は、前項の予報、注意報、警報等を発した場合は、ばい煙を排出する者に対し、ばい煙の排出量の減少その他必要な措置をとるよう協力を求め、又は勧告しなければならない。

(水質の汚濁に関する緊急時の措置)

第二百七条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により当該公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知しなければならない。

2 知事は、前項の事態が発生したときは、規則で定めるところにより、当該事態が発生した公共用水域の一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(地盤の沈下に関する緊急時の措置)

第二百八条 知事は、地下水位の著しい低下により、地盤の沈下が生ずるおそれがあると認めるとき、又は地盤の沈下が生じたときは、その事態を一般に周知しなければならない。

2 知事は、前項の事態が生じたときは、規則で定めるところにより、地下水を採取する者に対し、地下水の採取の抑制を要請するものとする。

(事故時の措置)

第二百九条 事業者は、工場若しくは事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故又は指定土木建設作業における事故の発生により、大気の汚染の原因となる物質で規則で定めるものが大気中に排出され、又は汚水等が公共用水域に流出し、若しくは地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、当該物質又は汚水等の引き続き排出、流出又は浸透を防止するための応急の措置をとらなければならない。

2 事業者は、前項の事故が発生したときは、直ちに、その事故の状況を知事に通報するとともに、規則で定めるところにより、講じた措置の概要を速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、第一項に規定する事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないと認めるとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(灯油等の流出又は浸透の防止)

第二百十条 **別表第九**各号に掲げる油(以下この条において「灯油等」という。)を、一日当たりそれぞれ当該各号に定める数量以上貯蔵し、又は取り扱う工場又は事業場を設置している者は、事故により当該工場又は事業場から灯油等が公共用水域に流出し、又は地下に浸透することにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることのないよう知事が定める予防上の必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の者が同項の措置をとらないとき、又はそのとった措置が適当でないとき、その者に対し、期限を定めて、当該工場又は事業場における灯油等の流出又は浸透の防止について必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一部改正〔平成二三年条例六二号〕

第七章 生活環境の保全に関する責任者の設置

第一節 環境負荷低減主任者

(環境負荷低減主任者の選任等)

第二百十一条 規則で定める事業者は、その事業活動において生ずる環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する取組を推進するため、規則で定めるところにより環境負荷低減主任者を

選任しなければならない。

2 前項の事業者は、環境負荷低減主任者を選任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(環境負荷低減主任者の職務)

第百十二条 環境負荷低減主任者は、その事業所の事業内容、規模等に応じ、次に掲げる業務を管理するものとする。

一 この条例の規定により事業者が作成することとされている計画等の作成、進行管理及び実施の状況の報告に関すること。

二 従業員に対する環境への負荷の低減に関する教育に関すること。

三 事業活動に係る環境に関する情報の収集に関すること。

四 事故その他緊急時における体制の整備に関すること。

第二節 公害防止監督者等

(公害防止監督者等の選任等)

第百十三条 規則で定める工場又は事業場(以下この節及び第百二十一条において「指定工場等」という。)を設置している者は、規則で定めるところにより、公害防止監督者又は公害防止主任者を選任しなければならない。

2 公害防止監督者及び公害防止主任者は、それぞれ、規則で定める職務を行うものとする。

3 指定工場等を設置している者は、公害防止監督者又は公害防止主任者を選任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。公害防止監督者又は公害防止主任者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

(公害防止監督者等の資格)

第百十四条 公害防止監督者は、当該指定工場等においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。

2 公害防止主任者は、規則で定める指定工場等の区分ごとに、第百十六条に規定する認定講習で規則で定めるものを修了した者又は規則で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

(代理者の選任等)

第百十五条 指定工場等を設置している者は、規則で定めるところにより、公害防止監督者又は公害防止主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者(以下この節において「代理者」という。)を選任しなければならない。

2 第百十三条第三項の規定は公害防止監督者の代理者について準用し、同項及び前条第二項の規定は公害防止主任者の代理者について準用する。

(認定講習)

第百十六条 知事は、公害防止主任者資格認定講習(以下この条において「認定講習」という。)を毎年少なくとも一回行うものとする。

2 認定講習は、大気汚染、水質汚濁又は騒音及び振動の防止に関して必要な知識及び技能について行う。

3 認定講習を受けようとする者は、受講手数料として七千五百円を納入しなければならない。

4 認定講習の区分、講習科目、受講手続その他認定講習の実施細目は、規則で定める。

一部改正〔平成二六年条例二号〕

(公害防止監督者等の職務の遂行等)

第百十七条 公害防止監督者及び公害防止主任者並びにこれらの代理者は、その職務を誠実に行わなければならない。

2 指定工場等の従業員は、公害防止監督者及び公害防止主任者並びにこれらの代理者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(公害防止監督者等の解任命令等)

第百十八条 知事は、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者が大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)若しくはダイオキシン類対策特別措置法若しくはこれらの法律に基づく

命令の規定又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定その他規則で定める法令の規定に違反したときは、指定工場等を設置している者に対し、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、公害防止監督者及び公害防止主任者並びにこれらの代理者となることができない。

第八章 雑則

(適用除外)

第百十九条 この条例の規定は、法令に別段の定めがあるときは、適用しない。

- 2 市町村が、環境への負荷の低減又は公害の防止のために制定する条例の規定が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するものとして規則で定めるこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(立入検査等)

第百二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、第四十三条第一項に規定する自動車(以下この項において「自動車」という。)の所在すると認める場所、この条例で定める工場若しくは事業場等その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、自動車、機械、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り土壌若しくは地下水を収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収等)

第百二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第二十条第一項若しくは第二十四条第二項に規定する事業者、第二十五条に規定する特定機器を廃棄する者のうち事業者である者、第三十条第一号に規定する自動車の販売業者、製造業者若しくは整備業者、第四十四条第三項に規定する自動車に使用される燃料を製造し、若しくは販売する者、第七十一条第三号に規定する特定化学物質等取扱事業者、指定工場等を設置している者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

一部改正〔平成一五年条例一二号・二一年九号〕

(公表)

第百二十二条 知事は、第二十九条又は第四十八条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

(委任)

第百二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第九章 罰則

第百二十四条 第五十六条、第六十条第一項(ばい煙又は汚水等に係るものに限る。)、第七十八条第一項又は第八十三条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百二十五条 第五十九条第四項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十条第二項の規定に違反した者

二 第六十条第一項(粉じんに係るものに限る。)、第九十九条、第一百条第二項、第一百七条第二項、第一百九条第三項又は第一百十条第二項の規定による命令に違反した者

三 第八十六条の許可を受けないで地下水を採取した者

四 第八十九条第一項の許可を受けないで、許可揚水施設のストレーナーの位置を浅くし、若しくは深くし（ストレーナーの位置が技術基準に適合している揚水施設について深くする場合を除く。）、又は許可揚水施設の揚水機の吐出口の断面積を大きくし、これにより、地下水を採取した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第一項第一号及び前項の違反行為（指定施設（ばい煙に係るものに限る。）において発生するばい煙のうち規則で定める物質の排出が当該指定施設の排出口において規制基準に適合しない場合に限る。）については、当該違反行為が行われた日から三月以内に知事が当該違反行為に係る施設に関しその職員に第二百十条第一項の規定による立入検査をさせ、当該立入検査において規則で定める方法により測定した結果が規制基準に適合しない場合に限り、当該違反行為をした者を罰する。

第二百二十七条 第五十九条第二項、第六十七条第三項若しくは第四項若しくは第六十八条第三項の規定による命令に違反した者又は第六十八条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十八条 第五十二条第一項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）又は第五十四条第一項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条 第三十四条第一項、第三十八条第三項、第四十三条第三項、第六十二条第二項又は第七十九条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条第一項（炭化水素類又は粉じんに係るものに限る。）、第二項若しくは第三項、第五十三条第一項、第五十四条第一項（炭化水素類又は粉じんに係るものに限る。）又は第九十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十七条第一項の規定に違反した者

三 第六十九条（[別表第八](#)の一の項の中欄に掲げる施設（ダイオキシン類に係るものを除く。）及び同表五の項の中欄に掲げる工場又は事業場に限る。）の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

全部改正〔平成二三年条例一五号〕、一部改正〔平成二三年条例一五号〕

第二百三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条第三項の規定による提出をしなかった者

二 第三十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第一百一条第二項の規定による命令に違反した者

四 第二百十条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一部改正〔平成二三年条例一五号〕

第二百三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項若しくは第三項、第五十四条第一項（騒音又は振動に係るものに限る。）から第三項まで、第八十八条第二項、第八十九条第三項、第九十二条又は第九十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九十五条、第一百十三条第一項又は第一百五十五条第一項の規定に違反した者

三 第一百八条第一項の規定による命令に違反した者

一部改正〔平成二三年条例一五号〕

第二百三十三条 第二百一条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、第二百四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百三十五条 第五十四条第四項、第五十八条第五項、第七十四条第二項、第八十九条第四項、第九十三条第二項、第九十七条第三項、第九十八条第一項若しくは第百十三条第三項（第百十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは報告をせず、若しくは虚偽の届出若しくは報告をした者又は第七十五条第二項の規定による提出をしなかった者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は平成十五年四月一日から、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定は平成十五年十月一日から施行する。

2 第六章第一節の規定中**別表第二**第一号の表七の項に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積（火格子がない場合にあつては、火床面積（火床の水平投影面積をいう。）とする。）が〇・三平方メートル未満であり、焼却能力が一時間当たり三十キログラム未満であり、かつ、燃焼室の容積が〇・四二立方メートル未満であるものに限る。以下この項及び附則第五項において「小規模焼却炉」という。）に係る規定は、小規模焼却炉については、平成十四年十二月一日から適用する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に改正前の埼玉県公害防止条例（以下「旧条例」という。）の規定により知事に対してされている申請、届出その他の行為は、改正後の埼玉県生活環境保全条例（次項から附則第十項までにおいて「新条例」という。）の相当規定に基づいて、知事に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

一部改正〔平成二一年条例四三号〕

4 旧条例の規定により知事がした勧告、命令、許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、知事がした勧告、命令、許可その他の行為とみなす。

5 附則第二項に規定する小規模焼却炉に係る規定の適用の際現に小規模焼却炉を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に対する新条例第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「三十日以内」とあるのは、「九十日以内」とする。

6 この条例の施行の際現に新条例第四十九条第八号に規定する指定施設のうち、新条例別表第二第二号又は第四号ホ若しくはへに掲げる施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に対する新条例第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「三十日以内」とあるのは、「九十日以内」とする。

7 この条例の施行の際現に旧条例第二十六条第一項又は第四十五条第一項の規定による実施の制限を受けている者に対する新条例第五十六条及び第五十七条第一項の規定の適用については、新条例第五十六条及び第五十七条第一項中「その届出の日」とあるのは、「旧条例第二十二條第一項若しくは第二十四条第一項又は第四十一条若しくは第四十三条の規定による届出の日」とする。

8 この条例の施行の際現に第一種指定地域内の揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超えるものに限る。）又は第一種指定地域内の揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下のものに限る。）若しくは第二種指定地域内の揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超えるものに限る。）により地下水を採取している者に対する新条例第八十八条第二項及び第九十二条の規定の適用については、新条例第八十八条第二項及び第九十二条中「三十日以内」とあるのは、「九十日以内」とする。

9 この条例の施行の際現に第一種指定地域内の揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超えるもの）に限り、旧条例第九十五条の規定による許可を要することとされていた揚水施設を除く。）又は第二種指定地域内の揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超えるものに限る。）により地下水を採取する者については、新条例第九十六条第一項の規定は、この条例の施行の日から三年間（当該期間内に新条例第九十三条第一項の規則で定める変更をしたときは、その変更の時までの間）は、適用しない。

10 旧条例第百十四条に規定する公害防止主任者資格認定講習を修了した者（旧条例附則第十一項の規定により当該公害防止主任者資格認定講習を修了したものとみなされた者を含む。）は、それぞれ、当該区分に応ずる新条例第百十六条に規定する公害防止主任者資格認定講習を修了したものとみなす。

11 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は、規則で定める。

（特定化学物質の取扱量等の平成二十一年度の把握及び平成二十二年度の報告の特例）

13 第七十四条第一項の規定により平成二十一年度において把握すべき特定化学物質の取扱量その他の事項及び同条第二項の規定により平成二十二年において報告すべき特定化学物質の取扱量その他の事項に係る第七十一条第一号の規定の適用については、同号中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質」とあるのは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十六号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）別表第一に定める第一種指定化学物質」と、「同条第三項に規定する第二種指定化学物質」とあるのは「同令別表第二に定める第二種指定化学物質」とする。

追加〔平成二一年条例四三号〕

注 令和四年三月二九日条例第一一〇号により、令和五年四月一日から施行
附則に次の一項を加える。

（特定化学物質の取扱量等の令和五年度の報告の特例）

14 第七十四条第二項の規定により令和五年度において報告すべき特定化学物質の取扱量その他の事項に係る第七十一条第一号の規定の適用については、同号中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質」とあるのは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十八号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に定める第一種指定化学物質」と、「同条第三項に規定する第二種指定化学物質」とあるのは「同令別表第二に定める第二種指定化学物質」とする。

附 則（平成十五年三月十八日条例第十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月三十日条例第六十五号）

[次へ](#)

[前へ](#)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の埼玉県生活環境保全条例（以下「旧条例」という。）の規定により知事に対してされている届出その他の行為は、改正後の埼玉県生活環境保全条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、知事に対してされた届出その他の行為とみなす。
- 3 旧条例の規定により知事がした命令その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、知事がした命令その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十六年二月六日条例第一号）

この条例は、平成十六年二月二十七日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第六十七号）

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第十九条に規定する第二種特定製品については、改正前の第二十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第二十七条第一項第四号」とあるのは「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第十八条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第二十七条第一項第四号」と、「又は法」とあるのは「又は旧法」とする。

附 則（平成二十一年三月三十一日条例第九号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二十条から第二十二条まで、第四十一条、第四十二条及び次項の規定 平成二十一年十月一日
 - 二 第十二条から第十七条まで、第二十八条、第三十条から第三十三条まで、第三十七条及び附則第四項の規定 平成二十二年四月一日

附 則（平成二十一年七月十四日条例第四十三号）

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月十八日条例第十五号）

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第十四条第一項及び第四十九条第六号の改正規定は大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行の日から、第百三十条の改正規定（第三号に係る部分に限る。）は平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十七日条例第六十二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例（平成二十三年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成二十四年五月二十五日条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日条例第二号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月十七日条例第十一号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日条例第十一号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年五月二十五日条例第三十二号）

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日条例第十一号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第三十条関係）

- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法第三条に規定する普通自動車をいう。以下この表において同じ。）であって、第五号に掲げる自動車以外のもの
- 二 貨物の運送の用に供する小型自動車（道路運送車両法第三条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下この表において同じ。）であって、第五号に掲げる自動車以外のもの
- 三 人の運送の用に供する乗車定員三〇人以上の普通自動車であって、第五号に掲げる自動車以外のもの
- 四 人の運送の用に供する乗車定員一人以上三〇人未満の普通自動車及び小型自動車であって、次号に掲げる自動車以外のもの
- 五 散水自動車、霊きゅう自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であって、知事が定めるもの

別表第二（第四十九条、第六十九条関係）

一 ばい煙に係る指定施設

| 項 | 施設 | 規模 |
|---|--|---|
| 一 | 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉及び焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） | 原料の処理能力が一時間当たり一トン未満であること。 |
| 二 | 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉及び四の項から六の項までに掲げるものを除く。） | ごう 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下この表において同じ。）が〇・六平方メートル以上一平方メートル未満であるか、羽口面断面面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面面積をいう。以下この表において同じ。）が〇・三平方メートル以上〇・五平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上五〇リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が一〇〇キロボルトアンペア以上二〇〇キロボルトアンペア未満であること。 |
| 三 | ゆう 釉薬瓦の製造の用に供する焼成炉 | ごう 火格子面積が〇・六平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が一〇〇キロボルトアンペア以上であること。 |
| 四 | 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶解炉 | 原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン未満であるか、火格子面積が〇・五平方メートル未満であるか、羽口面断面面積が〇・二平方メートル未満であること。 |

| | | |
|---|--|--|
| | | か、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル未満であること。 |
| 五 | 鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンペア未満であること。 |
| 六 | アルミニウム二次精錬の用に供する溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。 |
| 七 | 廃棄物焼却炉（金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する施設を含む。） | <p>ごう 二〇〇キログラム未満であり、火格子がある施設にあっては火格子面積が二平方メートル未満であり、かつ、焼却能力が一時間当たりごう</p> <p>二〇〇キログラム未満であり、火格子がない施設にあっては焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム未満であること。ただし、金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する施設にあごう</p> <p>ごう 二〇〇キログラム以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上である施設を含む。</p> |

備考 二、四及び五の項に掲げる施設にあっては、大気汚染防止法の適用を受ける施設を除く。

二 炭化水素類に係る指定施設

| 項 | 施設 | 要件 |
|---|---------------|---|
| 一 | 貯蔵用屋外タンク | 炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンクで、一のタンクの貯蔵容量が五〇〇キロリットル以上であること。 |
| 二 | 給油用地下タンク | 燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク（一の事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が二七キロリットル以上の事業所に設置されているものに限る。）であること。 |
| 三 | 出荷用ローディングアーム | 出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンク（一の事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が一、〇〇〇キロリットル以上の事業所に設置されているものに限る。）に設置されているものであること。 |
| 四 | ドライクリーニング用乾燥機 | 炭化水素類又は規則で定める炭化水素類含有物（以下この表において「炭化水素類等」という。）を使用する事業所で、その事業所における炭化水素類等をドライクリーニング溶剤として使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が二三キログラム以上のものに設置されているものであること。 |
| 五 | 製造設備 | 炭化水素類等の製品（食料品を除く。）を製造するごうはん 設備のうち、炭化水素類等のろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が一八〇リットル以上であること。 |
| 六 | 使用施設 | 物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類等（燃料として使用するものを除く。以下この項において同じ。）を使用する規則で定める施設（一の事業所における当該施設で使用する炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり五〇〇キログラム以上又は当該炭化水素類等に含まれる規則で定める揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり五、〇〇〇キログラム以上の事業所に設置されているものに限る。）であること。 |

備考 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の適用を受ける施設を除く。

三 粉じんに係る指定施設

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| 項 | 施設 | 規模 |
|---|--|--|
| 一 | 鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下この表において同じ。）又は土石のたい積場 | 面積が五〇〇平方メートル以上一、〇〇〇平方メートル未満であること。 |
| 二 | ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。） | ベルトコンベアにあつてはベルトの幅が四〇センチメートル以上七五センチメートル未満であり、バケットコンベアにあつてはバケットの内容積が〇・〇一立方メートル以上〇・〇三立方メートル未満であること。 |
| 三 | 破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） | 原動機の定格出力が七・五キロワット以上七五キロワット未満であること。 |
| 四 | 破碎機（コンクリートの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） | 原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。 |
| 五 | 分級機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） | 原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。 |
| 六 | ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） | 原動機の定格出力が七・五キロワット以上一五キロワット未満であること。 |
| 七 | セメントの製造の用に供するクリンカークーラー | すべての施設とする。 |
| 八 | セメントの製造又は加工の用に供するホッパー及びバッチャープラント | すべての施設とする。 |

四 汚水等に係る指定施設

- イ 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の五に掲げるものを除く。）で一日当たりの給食能力が三五〇食以上のもの
- ロ 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。ハにおいて同じ。）又は病院に設置されるちゅう房施設（水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四及び第六十八号の二イに掲げるものを除く。）で一日当たりの給食能力が三五〇食以上のもの
- ハ 共同調理場及び病院以外の特定給食施設（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十条第一項に規定する施設をいう。）に設置されるちゅう房施設で一日当たりの給食能力が三五〇食以上のもの
- ニ コルゲートマシン
- ホ 飲食店（水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の八に掲げる飲食店を除き、総床面積が二五〇平方メートル以上のものに限る。）に設置されるちゅう房施設（同表第六十六号の六及び第六十六号の七に掲げるものを除く。）
- ヘ 野菜又は果実の洗浄又は切断等による加工（その物の本質を変えないで形態だけを変化させることをいう。）を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設

五 騒音に係る指定施設

- イ 木材加工機械
 - (1) 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット未満のものであること。）
 - (2) 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット未満のものであること。）
 - (3) かな盤（原動機の定格出力が二・二五キロワット未満のものであること。）

- ロ 合成樹脂用の粉砕機
- ハ ペレタイザー
- ニ コルゲートマシン
- ホ シェイクアウトマシン
- ヘ ダイカスト機
- ト 冷却塔（原動機の定格出力が〇・七五キロワット以上のものに限る。）

六 振動に係る指定施設

- イ シェイクアウトマシン
- ロ オシレイティングコンベア

一部改正〔平成一五年条例六五号・二一年九号・二四年三八号〕

別表第三（第四十九条関係）

- 一 業として金属板（厚さが〇・五ミリメートル以上のものに限る。）のつち打加工を行う作業
- 二 業としてハンドグラインダーを使用する作業
- 三 業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業

別表第四（第四十九条関係）

- 一 塗装工事業
- 二 食料品製造業
- 三 合板製造業
- 四 家具製造業
- 五 パルプ・紙・紙加工品製造業（塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。）
- 六 印刷業
- 七 化学工業
- 八 プラスチック製品製造業（強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。）
- 九 ゴム製品製造業
- 十 電線・ケーブル製造業
- 十一 金属製品製造業（塗装工程を有するものに限る。）
- 十二 一般機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る。）
- 十三 輸送用機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る。）

別表第五（第五十条、第五十九条、第六十九条関係）

- 一 有害大気汚染物質又は当該物質を含有する物質を排出する工場又は事業場のうち、有害大気汚染物質の取扱量等を勘案して規則で定めるもの
- 二 特定事業場及び別表第二第四号に掲げる汚水等に係る指定施設を設置する工場若しくは事業場以外の排水を排出する工場又は事業場のうち、規則で定めるもの

別表第六（第五十条、第五十九条関係）

- 一 廃棄物、原材料その他の規則で定めるものを保管するために屋外に設けられた場所で、面積が一五〇平方メートル以上であるもの
- 二 自動車駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第四号に規定する自動車の収容能力が二〇台以上のものに限る。）
- 三 トラックターミナル（自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第六項に規定するトラックターミナルをいう。）

別表第七（第六十六条関係）

- 一 飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものに限る。）
- 二 ボーリング場営業
- 三 バッティングセンター営業
- 四 ゴルフ練習場営業

五 小売店営業（店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第一項に規定する店舗面積をいう。）が五〇〇平方メートル以上の店舗において行うものに限る。）

六 公衆浴場営業（[公衆浴場法施行条例](#)（平成二十年埼玉県条例第十九号）による改正前の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和四十年埼玉県条例第十六号）第二条第一項第三号に掲げる公衆浴場において行うものに限る。）

一部改正〔平成一六年条例一号・二一年九号・令和三年三二号〕

別表第八（第六十九条関係）

| 項 | 施設等 | 回数 |
|---|---|---|
| 一 | ばい煙に係る指定施設（ばい煙に係る指定施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量（以下この項において単に「硫黄酸化物の量」という。）又はばい煙に係る指定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくはばい煙に係る有害物質（第四十九条第一号ハに掲げる物質をいう。以下この項において同じ。）の量（以下この項において「ばい煙濃度」という。）に係る規制基準が定められているものに限る。） | 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数 一 硫黄酸化物の量 硫黄酸化物の量が温度が零度であって圧力が一気圧の状態に換算して毎時一〇立方メートル以上のばい煙に係る指定施設について、二月を超えない作業期間ごとに一回以上 二 ばいじんに係るばい煙濃度 二月を超えない作業期間ごとに一回以上（ばい煙に係る指定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四〇、〇〇〇立方メートル未満のばい煙に係る指定施設にあっては、一年に二回以上） 三 ばい煙に係る有害物質（ダイオキシン類を除く。）に係るばい煙濃度 二月を超えない作業期間ごとに一回以上（ばい煙に係る指定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四〇、〇〇〇立方メートル未満のばい煙に係る指定施設にあっては、一年に二回以上） 四 ばい煙に係る有害物質（ダイオキシン類に限る。）に係るばい煙濃度 一年に一回以上 |
| 二 | 別表第二第二号の表六の項に掲げる使用施設 | 大気中に排出された気化した炭化水素類の量について、一年に一回以上 |
| 三 | 別表第五第一号に掲げる工場又は事業場 | 有害大気汚染物質の濃度について、六月を超えない作業期間ごとに一回以上 |
| 四 | 特定事業場 | 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数 一 有害物質取扱工場（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第三条第二項第一号に掲げる工場をいう。次号において同じ。） 汚水等に係る有害物質（水質汚濁防止法第二条第二項第一号に規定する物質をいう。）にあっては一月に一回以上、その他の排出水の汚染状態（熱によるものを含む。）に係る項目にあっては次号イからハマまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからハマまでに定める回数 二 有害物質取扱工場以外の工場又は事業場 イからハマまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める回数 イ 一日当たりの平均的な排出水の量が一、〇〇〇立方メートル以上の工場又は事業場 一月に一回以上 ロ 一日当たりの平均的な排出水の量が三〇〇立方メートル以上一、〇〇〇立方メートル未満の工場又は事業場 二月に一回以上 ハ 一日当たりの平均的な排出水の量が一〇立方メートル以上三〇〇立方メートル未満の工場又は事業場 三月に一回以上 |
| 五 | 汚水等に係る指定施設を設置している工場又は事業場 | 当該工場又は事業場の排出水に係る規制基準に定められた事項のうち、規則で定めるものについて、前 |

追加〔平成二三年条例六二号〕

別表第九（第百十条関係）

- 一 灯油 一、〇〇〇リットル
 - 二 軽油 一、〇〇〇リットル
 - 三 重油 二、〇〇〇リットル
 - 四 ギヤー油 六、〇〇〇リットル
 - 五 シリンダー油 六、〇〇〇リットル
 - 六 動植物油類 一〇、〇〇〇リットル
- 一部改正〔平成二三年条例六二号〕

[先頭](#)